

私は地元石垣島で農業を営んでいる川満起史と申します。「石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票」に賛同し署名した者の一人として意見陳述させていただきます。

先ず「石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票」実施を私たちが石垣市に請求した際に被った怠慢と「当事者訴訟」に至る経緯について述べてさせていただきます。

私たちは石垣市自治基本条例の請求方法に則り本件住民投票請求を行いました。同条例の住民投票条項が4分の1という地方自治法より高いハードルを課した目的は、その請求を請求だけに留まらせず、市長に実施の義務を課すためであることは明白です。

私は請求代表者ではありませんが、私自身がこの住民投票に賛同し署名したのは、石垣市自治基本条例に基づいて4分の1以上の署名を集めれば、必ず住民投票が実施されると思ったからです。私と同様、署名をした友人や知人、親族など多くの市民も私と同様の思いでした。だからこそ、請求代表者のみなさんの呼びかけに応じ、4分の1というその高いハードルをクリアしようと多くの石垣市民が協力したのです。住民投票の実施を怠る石垣市長は、有権者の4分の1を大きく上回る1万4263筆の署名をないがしろにしています。また、これは同条例を制定した当時の議会及び市民の決定を覆し、議会による間接民主主義をも脅かす行為です。

この住民投票の実施を怠る石垣市に対し、2019年9月「住民投票の義務付けを求める行政訴訟」を起こしましたが、いずれの裁判も却下・棄却となり、中身に踏み込んだ議論は行われておりません。そこで今回私たちは、中身の議論を行って頂くべく、「住民投票に投票する地位があることの確認」を行う、当事者訴訟を起こしました。

「住民投票の義務付けを求める行政訴訟」の却下・棄却という判決が石垣市に与えた影響と、いまだに住民投票が実施されていないことへの私の考えや気持ちを述べてさせていただきます。

判決後、石垣市では、与党議員の発議により石垣市自治基本条例の全てを廃止する動きがあり、現在、石垣市議会では同条例42条で「条例の位置づけ」を規定した1項「市政運営の最高規範」という文言が削除され、同条例で「住民投票」を規定した第27条及び第28条の廃止が与党の賛成多数で可決されました。住民投票の意義は市長や市議会などの市政運営に疑問が生じたときに市民から発せられるところにあります。それを市議会が削除することは暴挙と言わざるをえません。個別の事案に関して、選挙では民意を問うのが難しいこともあります。現に石垣市では、石垣市自治基本条例を適用し石垣市新庁舎移転に関する住民投票を行い市政に反映させた事例があります。間接民主主義の欠点を補完する形で直接民主主義の住民投票は必要です。また、この条例が機能しなければ、その時の市長の政治理念、議会勢力により、市民の声を反映させない市政運営が行われてしまいかねま

せん。市民の意思を最大限反映させるのが民主主義の課題です。現市長及び市議会は民意を問うことを恐れ、臆病になっています。住民投票により民意を問うことは、市長や市議会の行政運営において面倒なプロセスに感じることもあると思います。しかし、そのプロセスを正しく遂行することが、「市長や市議会の暴走」と言われないうためにも必要であり、その時の市長及び市議会を守ることもなります。これこそが正しい民主主義、地方自治の形であり、だからこそ、自衛隊基地配備の賛成・反対に関わらず多くの市民が本件住民投票の署名に参加したのです。小さな島だからこそ、生活の中の様々な人付き合いを考えると署名には勇気が必要だった市民も多くいます。市長をはじめとする石垣市には、市民が勇気を出して行った住民投票請求に勇気をもって応えて頂きたいです。

住民投票がいまだに実施されていないことで、私が怒りに近い感情を抱いていることがあります。それは次世代を担う中学生や高校生などに政治に対する不信感を抱かせてしまったことです。住民投票の署名活動は島内外で大きな盛り上がりを見せ、子どもたちを含む多くの島民が知るところとなりました。私の周囲にも署名をして投票に行くと言ってくれた高校生や、選挙権がないから署名できなくて悔しいと言っていた中学生がいました。彼女らは間違いなく住民投票の行方に注目していました。しかし賛否を問うどころか住民投票すら行われていません。大好きな石垣島のために一票を投じたいと願った高校生たちは、その時どのような気持ちだったでしょうか。石垣島の高校生は多くの生徒が卒業後に島を離れます。投票の機会を奪われた高校生がたくさんいます。私は政治とは未来を語ることだと考えています。私たち大人には未来を見据える次の世代に明るい石垣市を見せる責任があります。市長はじめ石垣市には今からでも正しい民主主義、地方自治に立ち帰り、自治基本条例第28条1項及び4項に基づいて住民投票を実施して頂きたいのです。

私たちが求めるものは「対立」ではありません。「対話」です。私たちの思いは「市長、市議会には勇気をもって市民の声を聴いてほしい」、「市民と行政が対話できる石垣市を取り戻したい」ということに尽きます。司法にはその手伝いをして頂きたいと切に願います。

この一連の訴訟の結果次第では、石垣市の民主主義及び地方自治は間違いなく崩壊し、石垣市のみならず全国の自治体にも影響が出ることは必至です。日本の民主主義、地方自治が問われています。この現状を司法が見捨てることのないと信じています。司法にも勇気ある判決を期待します。

本件裁判におかれましては、公明正大な判決を下して頂きます様、お願い申し上げます。私の意見陳述とさせていただきます。